

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
5	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (六三、二、二六)	六三、二、二七	六三、二、二七	六三、二、二七 (予) 可 六三、二、二三 決 六三、二、二三 可 六三、二、二三 決	六三、二、二七 (予) 可 六三、二、二三 決 六三、二、二三 可 六三、二、二三 決	
6	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案	議院運営委員長 (二三、一、一)	二三、二	二三、二	二三、二 (予) 可 二三、五 決 二三、五 可 二三、五 決	二三、二 (予) 可 二三、五 決 二三、五 可 二三、五 決	
7	国会に置かれる機関の休日に関する法律案	議院運営委員長 (二三、一、一〇)	二三、一〇	二三、一〇	二三、一〇 (予) 可 二三、三 決 二三、三 可 二三、三 決	二三、一〇 (予) 可 二三、三 決 二三、三 可 二三、三 決	

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、議院外においても証人尋問ができることとするとともに、証人の保護を図るための規定を新設し、あ

わせて証人の証言等に関する規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、議院外における証人尋問に関する規定の整備

証人の重要性、健康状態等を考慮の上、議院外の指定する場所に証人の出頭を求め、又はその現在場所で証言を求めることができるようにすること。

二、証人の保護に関する規定の整備

(一) 証人を召喚するに当たっては、一定の猶予期間をおくとともに、あらかじめ尋問事項等を通知しなければならぬこととするほか、書類の提出を求めるときは、提出拒否権等を告知すること。

(二) 証人は補佐人を選任することができることとし、この補佐人については、弁護士を原則とすること。

(三) 証人に対する尋問中の撮影は許可しないこととする。

(四) 偽証罪の告発を行うには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要することとする。

(五) 証人の証言拒絶権の告知、尋問事項の制限、その他の証人の保護に関する規定を設けること。

三、その他

(一) 証言拒絶等に関して準用している民事訴訟法の規定を刑事訴訟法の規定にならって改めること。

(二) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本法律案は、議院外においても証人尋問ができるようにするとともに、証人の保護を図るための規定を新設し、あわせて証言等に関する規定の整備を行うとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、第一は、病気等の理由で議院に出頭することが困難な場合であっても、証言を求めることが必要なときは、院外においても証人尋問ができるよう、所要の規定を設けたことであります。第二は、証人の保護を図るための諸規定を整備したこととあります。まず、証人の喚問に当たりましては、一定の猶予期間を置くとともに、あらかじめ尋問事項等の通知を行うこととしております。次に、証言を求めるに当たりましては、証言拒絶権等の告知、補佐人制度、尋問事項の制限、尋問中の撮影の禁止の規定を設けております。その他、証人の保護を図る措置といたしまして、証人等の被害についての給付、告発要件の加重、証人威迫に対する処罰等の規定を設けております。また、証言拒絶権等の規定を整備しております。

なお、本法律案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することといたしております。

委員会におきましては、提出者の三塚衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏の保持を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、適用地域

1 「国会議事堂等周辺地域」とは、東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域、及び衆議院または参議院に議席を有する政

党の主たる事務所及びその周辺地域のうち内閣総理大臣が指定した地域とすること。

この政党事務所周辺地域については、当該政党の申し出に基づく衆議院議長または参議院議長の要請により、内閣総理大臣が、静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて指定するものとする。

2 「外国公館等周辺地域」とは、外国の使節団等の公館、条約において不可侵とされる外国政府等の事務所、外国の元首、大臣等一定の要人の所在する場所及びこれらの周辺地域のうち外務大臣が指定する地域とすること。

二、地域の指定と解除

1 内閣総理大臣または外務大臣は、指定地域については、その必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣または外務大臣は、これらの地域の指定及び指定の解除に当たっては、あらかじめ、国家公安委員会と協議しなければならないものとする。

3 これらの地域の指定及び指定の解除を行ったときは、その旨等を官報で告示しなければならないものとする。

こと。

三、拡声機の使用の制限

何人も、次の場合を除いては、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域において、当該地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとする
こと。

(一) 公職選挙法の定めるところにより選挙運動または選挙における政治活動のためにする拡声機の使用

(二) 災害、事故等の発生時における人命、身体または財産に対する危害防止のためにする拡声機の使用

(三) 国または地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

四、違反に対する措置及び罰則

1 警察官は、本法に違反して拡声機を使用している者があるときは、その者に対し、拡声機の使用をやめるべきこと等当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

2 警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとする。

五、適用上の注意及び施行期日

- 1 本法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。
- 2 本法の規定は、法令の規定に従って行われる請願のための集団行進について何らの影響を及ぼすものではないこと。
- 3 本法は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏の保持を図ろうとするものであります。

まず、本法によって規制を行う地域について申し上げますと、その第一は、国会議事堂の周辺地域であります。千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及

び二丁目の区域がこれに含まれております。

第二は、衆議院または参議院に議席を有している政党の主たる事務所及びその周辺地域であります。これら政党事務所周辺地域につきましては、当該政党の申し出に基づいて衆議院議長または参議院議長が要請し、内閣総理大臣が、期間を定めて、規制できる地域を指定することとしております。

第三は、外国の使節団等の公館、条約において不可侵とされる外国政府等の事務所、外国の元首、大臣等一定の要人の所在する場所及びこれらの周辺地域であります。これらの地域につきましては、外務大臣が、期間を定めて、規制できる地域を指定することができることとしております。内閣総理大臣または外務大臣がこれらの地域を指定するに当たっては、国家公安委員会と協議すること、指定された区域及び期間は官報をもって告示すること、また、指定の解除についても同様な措置をとることといたしております。

次に、本法による規制措置について申し上げますと、これらの地域におきましては、何人も地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとし、警察官

はその違反者に対し、拡声機の使用をやめるべきこと等を命ずることができることといたしております。この命令違反者に対しては、六カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとするものといたしております。

ただし、これらの規制は、公職選挙法の定めるところによる選挙運動または選挙における政治活動、災害、事故等の発生時における人命、身体または財産に対する危害防止及び国または地方公共団体の業務の遂行のための拡声機の使用につきましては、これを適用しないことといたしております。

このほか、本法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとするともに、法令の規定に従って行われる請願のための行進について何らの影響を及ぼすものではないとの規定を設けております。

なお、本法は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することといたしております。

以上が本法案の主な内容であります。

委員会におきましては、提出者の三塚衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべき

ものと多数をもって決定いたしました。

なお、本案に対し、本法が国民の基本的人権に深くかわるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである旨の附帯決議を行っております。

以上、御報告申し上げます。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、国会に置かれる機関においても、土曜閉庁方式による週休二日制実施のため法整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国会に置かれる機関の休日

日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は原則として行わないものとする。ただし、これらの休日においても、当該各機関がその権限を行使し、またはその所掌事務を遂行すること

を妨げるものではないこと。

二、国会に置かれる機関

裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものを「国会に置かれる機関」とすること。

三、期限の特例

国会に置かれる機関に対する申し立てその他の行為の期限内で法令で規定する期間をもって定めるものが当該機関の休日に当たるときは、法令に別段に定めのある場合を除いて、その翌日をもってその期限とみなすこと。

四、施行期日

本法は、行政機関の休日に関する法律の施行の日（政令で定める日）から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本法律案は、国会に置かれる機関においても、先に決定されております行政機関、裁判所及び地方公共団体と同様

に、土曜閉庁方式による週休二日制を実施しようとするものであります。

本法により休日といたしますのは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院の事務局及び法制局、その他法令に基づき各議院に置かれる機関であります。これら国会に置かれる機関につきましては、日曜日並びに国民の祝日等に加え、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を休日とし、当該各機関の執務は原則として行わないものとするほか、これに伴う期限の特例について所要の規定を設けております。

なお、本法は、先般可決されております行政機関の休日に関する法律の施行の日から施行することとしております。委員会におきましては、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。